

令和4年

第3回臨時会

会議録

(第1号)

令和4年4月7日

令和4年第3回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和4年4月7日(木) 10時30分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(町長 行政報告)

日程第3 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第4 承認第1号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第2号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案第1号 令和4年度江差町一般会計補正予算(第2号)について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越東亜夫
副	議	長	萩原徹
議		員	薄木晴午
			飯田隆一
			室井正行
			塚本眞
			西海谷望
			小梅洋子
			小野寺眞
			小林くにこ
			出崎太郎
			大門和幸

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教 育	長	太田 誠
総務課	長	斉藤 敏己
まちづくり推進課	長	尾山 徹
財 政 課	長	岸田 礼治
税 務 課	長	西海 谷 靖
町民福祉課	長	竹内 強子
健康推進課	長	白鳥 智司
産業振興課	長	出崎 雄哉
追分観光課	長	畑 竜治
建設水道課	長	岸田 雄彦
高齢あんしん課	長	三好 泰美
出納室	長	岸田 真由
学校教育課	長	長尾 恵一
社会教育課	長	安田 克臣
総務課主幹		宮津 宗介

(議会事務局)

局	長	梅川 年代
書	記	中澤 貴徳

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第3回江差町議会臨時会を開催いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、4番小野寺議員、5番西海谷議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長からの報告がありました。

従いまして今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに、決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

寄附採納について、ご報告申し上げます。

はじめに、令和4年3月10日、江差町字中歌町199番地5、江差ライオンズクラブ 会長 紺谷ひろ美様より、青少年健全育成事業として、町内小学校新入学児童へノート、鉛筆の学用品40セットのご寄贈がございました。ご寄贈いただきました学用品につきましては、各小学校の新1年生に配布をさせていただきました。

次に、令和4年3月18日、江差町字茂尻町89番地3、第一生命保険株式会社函館支社 江差営業オフィス オフィス長 秋野厚子様より、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた支援として、町内小学校新入学児童へタオルチーフ22枚のご寄贈がございました。ご寄贈いただきましたタオルチーフにつきましては、各小学校の新1年生に配布させていただきました。

最後に、令和4年3月25日、江差町字水堀町6番地2、合同会社ユーラス江差風力 代表社員 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 職務執行者 高瀬達秀様より、江差ウィンドファームが操業から10年を迎え、地元への感謝の意を伝えたいと図書88冊、10万円相当のご寄贈がございました。ご寄贈いただきました図書につきましては、町民の読書機会の充実に向け、有効に活用させていただきます。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼を申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和4年3月25日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

おはようございます。（「おはよう」）

それでは、私の方からご説明申し上げます。議案書の2ページをお開き下さい。

当事者は、甲が江差町長、乙がA氏でございます。事故の概要でございますが、令和4年2月18日午前11時30分ごろ、職員が運転しておりました町所有の小型ダンプが排雪作業中に運転操作を誤り、後方に停車しておりました乙所有の車両に接触し、損傷を与えたものでございます。

この事故に起因する損害につきましては、甲の責任において補償することで交渉を進め、和解することで合意を得たものでございます。

和解の概要でございますが、車両の補修に係る費用が8万2,542円であると確認し、町が加入しております自動車損害共済保険により、補修費全額を支払ったものでございます。

また、甲及び乙は本件につきまして、今後どのような事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対しまして、何らの請求をしないことを確認したところでございます。

今後、作業に当たりましては、十分注意を払うようより一層の注意喚起、徹底してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、報告第1号について、以上で終わります。

（議長）

次に、日程第4、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例の改正について、令和4年3月31日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい。誰だ。税務課長。

「税務課長」（補足説明）

それでは、承認第1号、江差町税条例などの一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書は5ページから9ページ、臨時会資料につきましては、1ページから21ページの資料1となります。本改正につきましては、令和4年度の地方税制改正により、地方税法などの一部を改正する法律が3月31日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇額を評価額の現行5%の率について、2.5%とするものでございます。

また、省エネ改修工事を行った固定資産税の減額措置の対象基準を拡大するとともに、適用期限を令和6年3月31日まで、2年間延長するものでございます。

以上が、一部改正の主な内容となっておりますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第1号、江差税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第5、承認第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る経費につきまして、令和4年3月31日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案書13ページから14ページの補正予算構成表により、ご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関わる令和3

年度の事業費等を年度内に確定させる必要がありましたことから専決処分し、交付決定されている交付金のうち、1億3,289万3千円を過不足なく充当するため、財源更正を行ない、併せて一部事業の減額を行っております。

減額補正を行った理由としまして、老人福祉センターなどのトイレ洋式化改修工事に関しては、入札に伴う執行残等を減額した他、新型コロナウイルス関連周知や、「江差割」宿泊キャンペーン事業などは、当初の見込みよりも実績が下回ったことによるものとなっております。

また、江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助については、事業費の一部に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と一部財源を充当することにより、地方債150万円を減額しております。

以上、財源更正と減額の合計が事業費で639万4千円の減額となり、財源内訳は記載のとおりとなっております。

続きまして、議案書19ページ、第2表地方債補正をご覧ください。

江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助に関わる限度額を変更するもので、限度額の変更理由は、先程説明したとおりとなっております。起債の方法や利率等につきましては、変更はございません。

以上をもちまして、専決処分に関わる説明を終わらせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第6、議案第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、「江差割」宿泊キャンペーン及びかもめ島キャンプ町民利用促進事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,120万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,951万6千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案書33ページ、補正予算構成表、資料23ページ、25ページによりご説明いたします。

まず、「江差割」宿泊キャンペーンですが、本事業は令和2年度から継続する事業となっておりますので、内容等は割愛させていただきます。補正額は974万円、財源内訳は全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

続きまして、かもめ島キャンプ町民利用促進事業です。資料は25ページとなっております。本事業は、かもめ島で提供される江差マリリンピングと手ぶらキャンプを通じ、余暇活動の促進を図るとともに、町民が利用する際の宿泊料を支援することにより、事業の認知度を高め、利用者からの情報発信など江差のPRなど促進することを目的に実施するものでございます。

江差マリリンピングでは、小学生以下を無料、中学生以上を半額とし、手ぶらキャンプでは、料金を一律半額とするものでございます。補正額は146万5千円、財源内訳は全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。補正額合計は1,120万5千円、財源内訳は全額国庫支出金となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された事件については、全て議了いたしました。
これで会議を閉じます。
令和4年、第3回江差町議会臨時会を閉会いたします。
皆さん、大変ご苦勞さんでした。協力ありがとうございます。

閉会 10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員